

令和元年度 定期監査結果報告書の概要

1 監査対象 32 部署

2 監査期間 令和元年5月10日から令和2年3月26日まで

3 監査結果

ア 指摘事項【6件】

- ・番組制作等業務に係る設備等、市の所有する備品が適切に記録、管理されておらず、適正を欠いているもの（秘書広報課）
- ・伝統的産業振興事業補助金の交付に当たり、交付の目的や対象等が定められていなかったり、交付決定前に事業が開始されていたりしており、適正を欠いているもの（産業観光課）
- ・出納取扱金融機関等の検査が行われておらず政令に違反しているもの（水道課、下水道課、病院）
- ・特色ある学校づくり補助金が過大に交付されており、適正を欠いているもの（学校教育課）
- ・条例の規定や議会の議決がないにもかかわらず、学術研究利用料を減免しており、法令等に違反しているもの（備前焼ミュージアム）
- ・図録に掲載された写真が誤っていたにもかかわらず、適正に完成しているとして図録作成委託料を支払っており適正を欠いているもの（備前焼ミュージアム）

イ 意見（要望事項）【7件】

- ・縁結びイベントについて、市内在住者の参加が低位で推移していることなどから、イベントの必要性を検討した上で、市内在住者の参加を増やす取組みや事業効果が検証できる体制を整備することなどについて検討する必要があるもの（企画課）
- ・補助事業の実施に当たり、相当の収益が生じると認められる場合は、収益納付すべき旨の条件を附することや出資金について、財産処分の制限を設けるなど改善する必要があるもの（農政水産課）
- ・建設労働組合補助金について、繰越金が多額に発生していることを踏まえ、今後の継続について検討する必要があるもの（産業観光課）
- ・建設労働組合補助金について、補助事業の適正な執行を図るため、前金払での交付等を見直すなどの改善を図る必要があるもの（産業観光課）
- ・特色ある学校づくり補助金において、学校評議員に対し、通常の業務以外の業務を依頼し、報償費を支払う必要がある場合には、その区分を明確にするなど改善する必要があるもの（学校教育課及び片上高等学校）
- ・特色ある学校づくり補助金において、要綱における「学校」の位置付けを明確にするとともに実績報告事務に係る通知について、再検討するなど改善を図る必要があるもの（学校教育課）
- ・特別鑑賞料の徴収について検討する必要があるもの（備前焼ミュージアム）